

[季節性インフルエンザ予防接種費用の補助金の請求方法] 1-1

◆下記の(1)～(7)をご確認いただき、補助金の請求をしてください。

(1) 対象者	接種日に当健康保険組合の被保険者及び被扶養者の資格がある方。
(2) 接種期間	令和8年10月1日(木) から令和8年12月31日(木) まで ※今年度に限り、流行状況を鑑み9月中の接種についても対象といたします。
(3) 補助額	2,000円 ※予防接種の支払額が、補助額に満たない場合は、実費を補助いたします。 ※医師の判断等で2回接種した場合、領収書をまとめて1回で申請してください。 ただし、1回目の接種費用が2,000円以上のときは、2回目の領収書は添付不要です。
(4) 請求方法	下記①～③の書類をそろえて、 <u>貴事業所分を取りまとめのうえご請求ください。</u> ①『インフルエンザ予防接種補助金請求書』 ②『接種者名簿』 ③『医療機関等の領収書』（貼付用紙に貼付したもの） ※個人からのご請求は出来ませんのであしからず、ご了承ください。 ※接種者名簿は、エクセル等で明細書を作成のうえご提出いただいても結構です。 ※事務処理上の観点から振込先金融機関を「三菱UFJ銀行」をご指定頂きますようご協力ください。
(5) 領収書について	領収書は <u>A4 サイズの用紙にコピーしていただくか、貼付用紙に貼り付けて提出してください。</u> ※医療機関等発行の領収書には、【接種日・接種者の氏名・金額・インフルエンザ予防接種代】と明記されていること。 ※医療機関等の領収書は原本・写しのどちらでもかまいません。ただし、レシートは不可です。
(6) 受付期間	<u>令和8年11月2日(月)</u> より、請求書の受付を開始します。 最終受付は、 <u>令和9年2月5日(金)</u> までとなります。 ※締切日以降の受付・支払には、対応致しかねますのでご注意ください。
(7) 支払日	(1回目) 令和9年1月25日(月) [12月15日(火)までの受付分] (2回目) 令和9年2月25日(木) [2月5日(金)までの受付分] ※支給決定通知書等は発行いたしませんのでご了承ください。

※65歳以上の高齢者等の方は、予防接種法に基づく定期のインフルエンザ予防接種の対象となっています

各自治体で国からの助成金制度がありますので、各自治体で実施する予防接種の受け方などご確認のうえ接種してください。定期接種で受けた場合でも、自己負担額がある場合は、すべて補助金の支給対象になります。